

## いしかわ里山振興ファンド事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、いしかわ里山づくり推進協議会（以下「協議会」という。）が実施するいしかわ里山振興ファンド事業における助成事業（以下「助成事業」という。）の助成金の交付について定める。

### (助成事業及び助成率)

第2条 助成金の交付対象となる助成事業及び助成率等は次のとおりとする。

#### (1) 里山里海の地域資源を活用した生業の創出

##### ア 新商品・新サービス開発支援

- ・助成率：3/4以内
- ・助成限度額：2,000千円（3年以内）

##### イ 新商品・新サービス開発に係る事前調査支援

- ・助成率：定額
- ・助成限度額：500千円（1年以内）

##### ウ 開発商品・サービスの改良・販路拡大支援

- ・助成率：2/3以内
- ・助成限度額：700千円（3年以内）

#### (2) チャレンジ精神旺盛な「生業の担い手」の参入支援

- ・助成率：定額
- ・助成限度額：2,400千円（2年以内）

※夫婦など同一世帯で同一事業に取り組む場合  
3,600千円

#### (3) 里山里海地域の振興

##### ア 里山里海地域を元気にするイベント支援

- ・助成率：3/4（1年目）以内  
2/3（2・3年目）以内
- ・助成限度額：1,500千円/年（1年目）  
1,000千円/年（2・3年目）

##### イ 里山景観の創造

- 計画策定事業
  - ・助成率：定額
  - ・助成限度額：200千円
- 保全・再生整備事業
  - ・助成率：1/3以内
  - ・助成限度額：2,000千円/年（最長3年）

#### (4) スローツーリズムの推進

##### ア モデル的な取り組みへの総合支援

- ・助成率：

地域ネットワーク化計画の策定	10/10以内
多様な滞在メニューの開発	3/4以内
里山里海の景観形成	1/2以内

（ただし、共有財産は10/10）

  - 農家民宿の開業（改修を含む。） 1/2以内
- ・助成限度額：15,000千円（3年以内）

- イ 地域の合意形成に向けた支援
  - ・助成率：定額
  - ・助成限度額：1,000千円（1年以内）
- ウ 多様な滞在メニューの開発支援
  - ・助成率：3/4以内
  - ・助成限度額：1,000千円（2年以内）

（助成金の交付申請）

第3条 助成事業の実施者（以下「事業者」という。）は、別記様式第1号による助成金交付申請書に必要書類を添え、別途協議会会長が指示する日までに、協議会へ提出するものとする。

（助成金の交付決定）

第4条 協議会会長は、助成金の交付決定をした場合、別記様式第2号により事業者へ通知するものとする。

（助成事業の内容等の変更、中止又は廃止）

第5条 事業者は、助成金の増額を伴う助成事業の内容の変更、事業計画の変更（軽微な変更を除く。）又は助成事業に要する経費の配分の変更（20%以内の変更を除く。）あるいは助成事業の中止又は廃止をする場合は、別記様式第3号により、事前に協議会会長の承認を得なければならない。

（助成事業の執行）

第6条 事業者は、助成金の交付を決定した内容及びこれに附した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。また、助成金を他の用途へ使用してはならない。

（助成事業の実施状況報告）

第7条 チャレンジ精神旺盛な「生業の担い手」の参入支援に採択された者は、毎月のファンド事業の取組について、別記様式第4号による助成金事業実施状況報告書に必要書類を添え、活動月の翌月10日までに、協議会へ提出するものとする。

（助成事業の実績報告）

第8条 事業者は、別記様式第5号による助成金実績報告書に必要書類を添え、別途協議会会長が指示する日までに、協議会へ提出するものとする。

（助成金の額の確定）

第9条 協議会会長は、助成金の額の確定をした場合、別記様式第6号により事業者へ通知するものとする。

（助成金の支払）

第10条 助成金の支払いは、助成金の額の確定後に行うものとする。ただし、協議会会長が必要と認める場合は、交付決定額の80%を限度額として概算払いをすることができる。

2 前項の規定は、チャレンジ精神旺盛な「生業の担い手」の参入支援に採択された者には適用しない。チャレンジ精神旺盛な「生業の担い手」の参入支援に採択された者は、毎月の事業実施状況報告書を協議会が確認後、助成金を支払うものとする。

(助成金の請求)

第11条 助成金の支払いを受けようとする事業者は、別記様式第7号又は第8号による精算払請求書又は概算払請求書(チャレンジ精神旺盛な「生業の担い手」の参入支援に採択された者は、別記様式第9号による請求書)を提出するものとする。

(取得財産の処分の制限)

第12条 事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産を、協議会会長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用、譲渡、貸付、又は担保に供してはならない。

(関係書類の整備)

第13条 事業者は、事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿その他関係書類を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を助成事業終了の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(報告及び検査等)

第14条 協議会会長は、助成金の執行の適正を期するため必要がある場合は、事業者に対して事業の報告を求めることができるほか、協議会職員に命じ、事業所等への立ち入り、前条の帳簿その他関係書類もしくは事業の執行状況等の検査をさせることができる。

2 事業者は、助成期間終了後においても、助成事業の継続に努めるとともに、助成事業終了の翌年度から起算して5年間、毎会計年度終了後30日以内に、別記様式第10号により助成事業に係る前年度の取組み等を協議会会長に報告しなければならない。

3 事業者は、助成期間中及び助成事業終了後においても、協議会が実施する助成事業に関係する調査に協力しなければならない。

4 第2項及び前項の規定は、協議会会長が特に認める場合は、この限りでない。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項については、石川県補助金交付規則等の規定を準用するほか、協議会会長が別途定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年7月7日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月24日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月25日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に採択されたいしかわ里山創成ファンド事業における助成事業については、いしかわ里山振興ファンド事業の助成事業とみなす。
- 3 第13条第2項から第4項までの規定は、施行日前に採択された助成事業についても適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月13日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年9月28日から施行する。

いしかわ里山づくり推進協議会 会長 様

所在地  
名 称  
代表者

令和 年度いしかわ里山振興ファンド事業助成金交付申請書

令和 年度において、標記助成事業を下記のとおり実施したいので、助成金を交付されたく、いしかわ里山振興ファンド事業助成金交付要綱の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 助成対象事業（該当するものに○印を付ける）

- (1) 里山里海の地域資源を活用した生業の創出（新商品・新サービス開発支援）
- (2) 里山里海の地域資源を活用した生業の創出  
（新商品・新サービス開発に係る事前調査支援）
- (3) 里山里海の地域資源を活用した生業の創出  
（開発商品・サービスの改良・販路拡大支援）
- (4) 里山里海地域の振興（里山里海地域を元気にするイベント支援）
- (5) 里山里海地域の振興（里山景観の創造）
- (6) スローツーリズムの推進（モデル的な取組みへの総合支援）
- (7) スローツーリズムの推進（地域の合意形成に向けた支援）
- (8) スローツーリズムの推進（多様な滞在メニューの開発支援）

2 事業計画書 別紙のとおり

名 称  
代表者 様

いしかわり山づくり推進協議会 会長  
(公 印 省 略)

令和 年度いしかわり山振興ファンド事業助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付 第 号により申請のあった標記事業助成金について、下記のとおり交付することに決定したので、いしかわり山振興ファンド事業助成金交付要綱の規定により通知します。

記

- 1 助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の額は次のとおりとします。ただし、助成事業の内容が変更された場合における助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の額については、別に通知するところによるものとします。

助成事業に要する経費	円
助成対象経費	円
助成金	円
- 2 事業の内容  
交付申請書のとおりとします。
- 3 交付条件
  - (1) 助成金の増額を伴う助成事業の内容の変更、事業計画の変更（軽微な変更を除く。）又は助成事業に要する経費の配分の変更（20%以内の変更を除く。）あるいは助成事業の中止又は廃止をする場合においては、事前にいしかわり山づくり推進協議会会長の承認を受けてください。
  - (2) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかにいしかわり山づくり推進協議会会長に報告し、指示を受けてください。
  - (3) いしかわり山振興ファンド事業助成金交付要綱等に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業の適切な執行に努めてください。

番 号  
令和 年 月 日

いしかわ里山づくり推進協議会 会長 様

所在地  
名 称  
代表者

令和 年度いしかわ里山振興ファンド事業助成金 

変更
中止
廃止

 承認申請書

令和 年 月 日付 第 号により助成金交付決定の通知があった標記助成事業を下記のとおり、（ 変更・中止・廃止 ）したいので、承認されたく、いしかわ里山振興ファンド事業助成金交付要綱の規定により申請します。

記

- 1 （変更・中止・廃止）の理由
  
- 2 （変更・中止・廃止）の内容
  
- 3 （変更・中止・廃止）に伴う経費の変更

別紙のとおり

## 経費の変更

（単位：円）

経費 区分	助成事業に 要する経費		助成対象経費		助成金		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
合 計							

（注1）

変更を行おうとする事業区分についてのみ記載すること。

（注2）

各区分欄については、申請書の記載事項に準じて記載すること。

（注3）

経費の増減について、助成対象経費欄に積算内訳を記入すること（別紙を用いても差し支えない）。

（注4）

助成事業の内容の変更の場合には、助成事業に要する経費の配分の変更の場合に準じてこの表を作成すること。



別記様式第5号-1（第8条関係）

番 号  
令和 年 月 日

いしかわ里山づくり推進協議会 会長 様

所在地  
名 称  
代表者

令和 年度いしかわ里山振興ファンド事業助成金実績報告書

令和 年 月 日付 第 号により助成金交付決定の通知があった標記  
助成事業を下記のとおり実施したので、いしかわ里山振興ファンド事業助成金交付要綱の規  
定により関係書類を添えて報告します。

記

事業実績 別紙のとおり

別記様式第5号-1（第8条関係）  
（変更承認のあった場合の実績報告書様式）

番 号  
令和 年 月 日

いしかわ里山づくり推進協議会 会長 様

所在地  
名 称  
代表者

令和 年度いしかわ里山振興ファンド事業助成金実績報告書

令和 年 月 日付 第 号により助成金交付決定の通知があり、令和 年 月 日付 第 号により変更承認の通知のあった標記助成事業を下記のとおり実施したので、いしかわ里山振興ファンド事業助成金交付要綱の規定により関係書類を添えて報告します。

記

事業実績 別紙のとおり

別記様式第6号-1（第9条関係）

番 号  
令和 年 月 日

名 称  
代表者 様

いしかわ里山づくり推進協議会 会長  
(公 印 省 略)

令和 年度いしかわ里山振興ファンド事業助成金の額の確定通知書

令和 年 月 日付 第 号により実績報告のあった標記事業助成金について、下記のとおり助成金の額を確定したので、いしかわ里山振興ファンド事業助成金交付要綱の規定により通知します。

記

助成事業に要する経費	円
助成対象経費	円
助成金確定額	円

いしかわ里山づくり推進協議会 会長 様

所在地  
名 称  
代表者

令和 年度いしかわ里山振興ファンド事業助成金精算払請求書

令和 年 月 日付 第 号により助成金の額の確定通知があった標記事業助成金として下記金額を交付されるよう、いしかわ里山振興ファンド事業助成金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額	金	円
内訳	交付決定額	金 円
	確定額	金 円
	受領済額	金 円
	今回請求額	金 円
	残 額	金 円

(振込先) 金融機関・支店名  
預金種別 当座 ・ 普通  
口座番号  
口座名義

番 号  
令和 年 月 日

いしかわ里山づくり推進協議会 会長 様

所在地  
名 称  
代表者

令和 年度いしかわ里山振興ファンド事業助成金概算払請求書

令和 年 月 日付 第 号により助成金交付決定の通知があった標記  
事業助成金のうち下記金額を概算払で交付されるよう、いしかわ里山振興ファンド事業助成  
金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額	金	円
内訳	交付決定額	金 円
	受領済額	金 円
	今回請求額	金 円
	残 額	金 円

(振込先) 金融機関・支店名  
預金種別 当座 ・ 普通  
口座番号  
口座名義

別記様式第1号-2（第3条関係）

番 号  
令和 年 月 日

いしかわ里山づくり推進協議会 会長 様

所在地  
名 称  
代表者

いしかわ里山振興ファンド事業助成金交付申請書  
（●年目：令和 年 月 ～ 令和 年 月）

標記助成事業を下記のとおり実施したいので、助成金 円を交付されたく、いしかわ里山振興ファンド事業助成金交付要綱の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 助成対象事業

チャレンジ精神旺盛な「生業の担い手」の参入支援

2 事業計画書 別紙のとおり

名 称  
代表者 様

いしかわり山づくり推進協議会 会長  
(公 印 省 略)

いしかわり山振興ファンド事業助成金交付決定通知書  
(●年目：令和 年 月 ～ 令和 年 月)

令和 年 月 日付 第 号により申請のあった標記事業助成金について、下記のとおり交付することに決定したので、いしかわり山振興ファンド事業助成金交付要綱の規定により通知します。

記

- 1 助成事業に要する経費、助成対象経費および助成金の額は次のとおりとします。ただし、助成事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによるものとします。

助成金 円

- 2 助成事業の内容は、交付申請書のとおりとします。

3 交付条件

- (1) 助成金の増額を伴う助成事業の内容の変更あるいは助成事業の中止または廃止をする場合は、事前にいしかわり山づくり推進協議会会長の承認を受けてください。
- (2) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合または助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかにいしかわり山づくり推進協議会に報告し、指示を受けてください。
- (3) いしかわり山振興ファンド事業助成金交付要綱等に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業の適切な執行に努めてください。

番 号  
令和 年 月 日

いしかわ里山づくり推進協議会 会長 様

所在地  
名 称  
代表者

いしかわ里山振興ファンド事業助成金（変更・中止・廃止）承認申請書  
（●年目：令和 年 月 ～ 令和 年 月）

令和 年 月 日付 第 号により助成金交付決定の通知があった標記  
助成事業を下記のとおり、（ 変更・中止・廃止 ）したいので、承認されたく、いしかわ  
里山振興ファンド事業助成金交付要綱の規定により申請します。

記

- 1 （変更・中止・廃止）の理由
- 2 （変更・中止・廃止）の内容
- 3 （変更・中止・廃止）に伴う経費の変更

別紙のとおり



## 経費の変更

（単位：円）

経費 区分	助成事業に 要する経費		助成対象経費		助成金		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
合 計							

（注1）

変更を行おうとする事業区分についてのみ記載すること。

（注2）

各区分欄については、申請書の記載事項に準じて記載すること。

（注3）

経費の増減について、助成対象経費欄に積算内訳を記入すること（別紙を用いても差し支えない）。

（注4）

助成事業の内容の変更の場合には、助成事業に要する経費の配分の変更の場合に準じてこの表を作成すること。

別記様式第4号（第7条関係）

番 号  
令和 年 月 日

いしかわ里山づくり推進協議会 会長 様

所在地  
名 称  
代表者

いしかわ里山振興ファンド事業助成金事業実施状況報告書（令和 年 月分）

令和 年 月 日付 第 号により助成金交付決定の通知があった標記  
助成事業を下記のとおり実施したので、いしかわ里山振興ファンド事業助成金交付要綱の規  
定により関係書類を添えて報告します。

記

事業実施状況 別紙のとおり

別記様式第5号-2（第8条関係）

番 号  
令和 年 月 日

いしかわ里山づくり推進協議会 会長 様

所在地  
名 称  
代表者

いしかわ里山振興ファンド事業助成金実績報告書  
（●年目：令和 年 月 ～ 令和 年 月）

令和 年 月 日付 第 号により助成金交付決定の通知があった標記  
助成事業を下記のとおり実施したので、いしかわ里山振興ファンド事業助成金交付要綱の規  
定により関係書類を添えて報告します。

記

事業実績 別紙のとおり

別記様式第5号-2（第8条関係）  
（変更承認のあった場合の実績報告書様式）

番 号  
令和 年 月 日

いしかわ里山づくり推進協議会 会長 様

所在地  
名 称  
代表者

いしかわ里山振興ファンド事業助成金実績報告書  
（●年目：令和 年 月 ～ 令和 年 月）

令和 年 月 日付 第 号により助成金交付決定の通知があり、令和 年 月 日付 第 号により変更承認の通知のあった標記助成事業を下記のとおり実施したので、いしかわ里山振興ファンド事業助成金交付要綱の規定により関係書類を添えて報告します。

記

事業実績 別紙のとおり

別記様式第6号-2（第9条関係）

番 号  
令和 年 月 日

名 称  
代表者 様

いしかわ里山づくり推進協議会 会長  
(公 印 省 略)

いしかわ里山振興ファンド事業助成金の額の確定通知書  
(●年目：令和 年 月 ~ 令和 年 月)

令和 年 月 日付 第 号により実績報告のあった標記事業助成金に  
ついて、下記のとおり助成金の額を確定したので、いしかわ里山振興ファンド事業助成金交  
付要綱の規定により通知します。

記

助成金確定額 円

いしかわ里山づくり推進協議会 会長 様

所在地  
名 称  
代表者

いしかわ里山振興ファンド事業助成金請求書（令和 年 月分）

令和 年 月 日付 第 号により助成金交付決定の通知があった標記  
事業助成金のうち下記金額を交付されるよう、いしかわ里山振興ファンド事業助成金交付要  
綱の規定により請求します。

記

請求額	金	円
内訳	交付決定額	金 円
	受領済額	金 円
	今回請求額	金 円
	残 額	金 円

（振込先） 金融機関・支店名  
預金種別 当座 ・ 普通  
口座番号  
口座名義

別記様式第10号（第14条関係）

番 号  
令和 年 月 日

いしかわ里山づくり推進協議会 会長 様

所在地  
名 称  
代表者 印

令和 年度いしかわ里山振興ファンド事業助成事業報告書

令和 年度採択事業 事業について、令和 年度は下記のとおり実施したので、いしかわ里山振興ファンド事業助成金交付要綱の規定により報告します。

記

令和 年度の取組内容

--

※助成期間終了後における当該事業年度における助成事業の取組内容のほか、「生業の創出」については、助成事業で開発した商品・サービスごとの売上数量や売上額、「イベント支援」については、イベント等の開催日や参加者数など、参考となる事項についても記入してください。  
※また、助成事業以外であっても、助成をきっかけに新たな取組みを実施した場合も、その内容も記入してください。